

ロナルド・ドゥオーキンの倫理的責任論

長谷川 晃

■ 要約

分配的正義における近年の重要な一問題は、リベラルな平等における責任と補償との関連である。そこでは一般に個人に責任のある資源、能力、富などの欠損に関しては社会的観点から補償の必要がないが、個人に責任のない資源などの欠損については補償が必要であるということが広く認められてきている。それを前提として、現在はどこまでが個人の責任の範囲内の欠損か、その画定線が議論されている。本稿は、その議論の端緒となったロナルド・ドゥオーキンの主張を分析・整理する。ドゥオーキンは熟慮を伴った個人の判断におけるインテグリティがそれ自体で本有的価値を有しているということの認識によって個人責任の規準を説明し、さらにそれが個人の判断とそのチャレンジの可能性を重視する倫理的リベラリズムの議論によって資源の平等という分配的原則の規準へとつながっていることを論じている。このような議論は、個人への尊重と配慮とを同時に保障するリベラルな平等主義の理論的基礎の一端を示すものである。

■ キーワード

ドゥオーキン、責任、補償、平等、リベラリズム

1. はじめに

分配的正義における近年の重要なイシューの一つは、リベラルな平等における責任と補償との関連である。リベラルな見地においては、一般に個人に責任のある資源、能力、あるいは富などの欠損に関しては社会的な観点から補償の必要がないが、個人に責任のない資源などの欠損については補償が必要であるということが広く認められてきており、現在はそれを前提として、どこまでが個人の責任の範囲内の欠損なのか、その画定線が問題となっている。この問題は、社会保障に関しては貧困やハンディキャップなどの保障の基本原則とその射程に関する規準を定式化するための基礎にかかわるが、ここには理論的な問題が少なくとも二つある。一つは個人責任の規準である。これは例えば個人の判断や行為の倫理的な責任の範囲はいかなるものかということにかかわる。それと同時に

第二には、その規準確定の背景となる哲学的・倫理的な理論はいかなるものかということも問題となる。つまり、個人の責任を生み出す人格的条件のあり方である。本稿では、ロナルド・ドゥオーキンの議論を端緒とし、その後ジョン・ローマーやG・A・コーエンらによって批判的に引き継がれ、さらには経済学の領域でもマルク・フローベイなどによって考察されている分配的正義における責任と補償のあり方を念頭に置きながら¹⁾、とりわけドゥオーキンの倫理的リベラリズムにおける理論的スタンスを整理してゆきたい。

2. ドゥオーキンの責任観念

ドゥオーキンの責任観念を端的に述べるならば、熟慮を伴って個人が判断した上で形成した選好の結果には制度的な補償の必要はないというものである。逆に言えば、個人が願わないような選

好や状況から生ずる結果には制度的な補償が必要である。このような区別はパーソナリティと状況という形での区別でもある。前者は個人の意志や判断の表現であり、後者はそれらを超えている状況的制約であって、後者のみに制度的な補償が必要である。この区別によって、ドゥオーキンは、個人の統御を超えたような状況的制約がある場合でも、そこから形成されている選好について個人がそれをもつことを望んでいるという形でのアイデンティフィケーションないしは判断があるのであれば、その選好については補償の必要がないとする²⁾。

ドゥオーキンはまず因果的責任 (causal responsibility) と結果的責任 (consequential responsibility) とを区別する³⁾。因果的責任とは、ある行為を当の個人が本当にしたのかどうかという帰属 (attribution) に関する認識の問題である。結果的責任とは、行為の結果について個人が責めを負う場合と、制度的に補償をする場合とを区別して評価することである⁴⁾。ちなみに、これに関連して、ジョン・ローマーは道徳的責任 (responsibility) と答責性 (accountability) とを区別している。ローマーの区別によると、道徳的責任はたとえ状況的制約があったとしても問われる。それは個人の能力を超えている環境のもとで行為をした場合に、それについてなおその意義を問うという形の責任である。しかし、答責性は状況的制約の故に、個人のコントロールを超えた条件下でしか行為できなかった場合には問われない。この区別によれば、道徳的責任があるとしても状況的制約がある場合には答責性は問われないことになる⁵⁾。ここで、否定的責任と肯定的責任という区別にも一応注意する必要があるだろう。前者は、道徳的あるいは法的な非難に関するものであり、後者は、例えば福祉的な補償が問題になる際に自己責任が阻却される場合であって、個人に対する評価が制裁的であるかそれとも給付的であるかという相異である。しかし、ローマーのこの区別は先述のドゥオーキン

の区別とは必ずしも一致しない。ドゥオーキンにおいて重要なのは、結果的責任における肯定的責任のあり方であるが、その重要な規準は個人の判断の介在に存する。

個人の判断の介在という点に関して、コーエンは、必ずしも選択の結果ではないし状況的な境遇というわけでもない、その中間領域に補償を要求するようなファクターがありうると主張する。コーエンによれば、例えば飲料水についてやむにやまれぬ欲求をもって水道水を拒み、ミネラル・ウォーターが必要であると考えている個人がいた場合、そのミネラル・ウォーターに対する嗜好を補償する必要がある。また、写真家がどうしても通常のレンズでは自分の望む写真がとれず高性能のレンズが必要だと考えている場合、この信条に対してもやはり補償する必要がある⁶⁾。しかし、ドゥオーキンは、それに対して次のように言う。例えばシャンペンに対する高価な嗜好をもっている貴族の場合は、その貴族自身が高貴な出自からくるアイデンティティを踏まえた上で、高価な嗜好を涵養している。写真家の場合も同じであって、写真家が自分自身で納得のいく写真を撮りたいという自己のアイデンティティに依拠することによって、初めて高性能のレンズに対する嗜好が出てくる。そして同様のことは飲料水に関してもまた言えるであろう⁷⁾。結局彼らの嗜好の根元は、常に独自のアイデンティティに基づいた選択ということにある。その意味で、コーエンの言う選択にも環境的要因にも尽くされないファクターを補償するという問題は、ドゥオーキンにおいては嗜好か状況的制約かという問題へと解消される。

このようなドゥオーキン自身の考え方の背景には彼の哲学的倫理学 (philosophical ethics) があり、判断付随的な選好のあり方は個人の人格的なあり方についての観念に密接に関連している⁸⁾。例えば個人の判断とそれに対する偶然的な運が区別されるのは、人々は通常の生活においては常に結果的

責任を自己のパーソナリティの問題だと考えているという経験に根拠があると、ドゥオーキンと言う。ここには、どのような場合であれ生を形づくる選択や決定をするときには、個人は常に自分がもっている傾向性、行為の性質、習慣、欲求などをまとめながら自己の判断を形成するのであり、そのうちで個人の選好が生まれるという考えがある。個人の判断や確信は、自らの事柄に加えて他人に対して何が公正であるのかという道徳的確信をも含んでおり、さらにそもそも人生とはどういった形であれば成功するのかという倫理的な見通しにまで至るものである。ドゥオーキンの考えによれば、結局個人は社会において道徳的あるいは倫理的な主体性をもった行為者である。そして、そうであればこそ、個人が形成した選好に対して責任がないとみることは、個人自身が自己の表現であると考えた行為や選択に対して答責的ではないという意味で、その品位をかえっておとしめることになるのである。

関連して、ドゥオーキンは特に経済学的な選好の観念に対して批判的である。ドゥオーキンの言い方で言えば、経済学は18世紀的な心理学の考え方を背景にしながら、行為の出发点を欲求もしくは選好と呼ぶが、こういった用語は、一方では動機づけ、他方では理性に基づいた判断や確信との間の区別を唆している。しかし、そもそも嗜好あるいは信念、判断は相互に絡み合っ互いに補強し合っているものであって、そのネットワークが個人のうちで働いているのである⁹⁾。それ故、例えば上記の写真家の場合でも、レンズの採光性能にこだわるのはひとえに種々の価値を背景にしながら倫理的な選択をなしている結果である。

このような見方は、T・M・スキャンロンの言う選択の本有的価値 (intrinsic value)、中でも証示的価値 (demonstrative value) あるいは象徴的価値 (symbolic value) とかかわっている¹⁰⁾。スキャンロンは、二つの重要な側面において選択は本有的価値をもっていると言う。一つは証示的な場合であ

り、例えば結婚記念日に妻に贈り物をするというときには妻の好みを計算し増加させるのではなく、贈り物そのものが妻への気持ちと記念日についての自分の考えを反映するという特別な意味がある。それ以外にも、紛争の解決に公正な判断を求めるとき、家具や壁の絵を選ぶとき、あるいは講義の原稿を書くとき、さらには人生のあり方に至るまで、およそ行為の目的や結果に対して知識とか意識、記憶、想像力、配慮、趣味、技術などのような価値を付加することが重要になっている場合があり、そのような場合の選択は常に証示的価値を内含している。もう一つは、選択が象徴的価値をもっている場合であるが、それは基本的には個人が他人の判断に依存しない形で判断や選択をしていることの意義にかかわっている。このスキャンロンの見方はドゥオーキンにも通ずるものがある¹¹⁾。

しかし、このようなドゥオーキンの考え方には疑義も提出されている。先にも触れたローマーは、ドゥオーキンの主張を個人のインテグリティを神聖視するものととらえた上で、しばしば選好は誤った評価によって作られることもあるのだから、それを社会がそのまま神聖視して受け取ってはならないと述べる¹²⁾。確かに、例えば幼少の頃からの教化によって選んだ信仰の故に世俗的な財産を最小限にとどめる禁欲的な生活を送る個人は、当の教化が状況的制約であるとしてもなお自己の判断によって選好を有していると言え、ローマー自身もこのようなケースへの補償は必要がないと考える。だが、そうではないケースも多い。

ローマーが問題にするのは、道徳的責任はあるが答責性はないというケースがありうることである¹³⁾。例えば、学校の出席率が悪いことに道徳的責任がありうるとしても、もし例えばスラムに育ち、十分な教育的環境がないといったような状況的制約の故でもあるとされれば、その個人の教育の達成結果に対しては評点への配慮や補助プログラムなどの形での補償がありうる。あるいは、例えば一方の

子供はゲッターに住む黒人で、片親でかつ兄弟姉妹も多く、親は高校も出ていないというような境遇で育っていて、そこでは努力のレベルの幅も低くその平均値も低い、もう一方の子供は中流の上層の白人で郊外に住み、大卒の両親をもち兄弟姉妹が少ない境遇に育っていて、そこでは一般に努力のレベルは高く平均値も高いでしょう。このような二人の境遇を比較すれば、前者がかなりの努力をしても後者に成績が及ばなかったとき、一定の状況的制約の故に前者が適理的に (reasonable) 成し得なかった事柄に対して答責することは、当事者の道徳的責任とは別に道徳的に不正であろう。またこれとは別に、例えば従属させられた主婦のような場合に、ドゥオーキンの見方を貫けば、個人の統御を超えた状況的制約がある場合でもそこから形成される選好について個人の望む判断があるのであれば、その選好には補償の必要がないことにもなりうる。しかし、ローマーは、このような主婦にはむしろ補償がなされた方が生活全体の成功という意味での厚生を増加させることになるはずであるし、それは奴隷や自暴自棄の者のような場合にも当てはまると主張する。これらの場合は選択のための機会の客観的欠損が存在しており、それは選択そのものとは別個に補償されなければならないのである。また、これらの問題とは別に、例えば才能の問題については、ローマーのみるところのドゥオーキンの考えでは、才能は状況的制約ではあるけれども選好形成に重要であるから、才能を使って抜きんでた自分なりの生活をするということについては無補償である。そうでなければ、才能のなさを補償するような分配が才能ある人の奴隷化を招くからである。しかし、これに対してローマー自身は、同じ資源から出発するならば才能の有無はむしろ資源利用の活発さの相異を生じ、それによって厚生の格差を生み出してしまうため、才能という状況的制約から生ずる不平等は十分に是正される必要があると考える¹⁴⁾。

しかし、ローマーのこれらの批判は必ずしも当たってはいない。ドゥオーキンは単純で形式的な選択の有無によって補償の可否を論じているのではない。まず、多くの点ではドゥオーキンはローマーと同じ結論を支持している¹⁵⁾。例えば、労働を忌避させるような環境において育てられた個人が労働意欲を欠いているという場合に失業補償を拒むのは不公正であるとドゥオーキンは言う。このような個人と、中流階級に育ち、労働とは何かばかばかしいものだと考えるようになってしまい、そこで労働を忌避しているような個人との間には明らかに相異があって、それらを単純な選択責任ということで同視することはできないのである。また、先にも触れた、シャンペンへの高価な嗜好をもつ貴族の場合は、その個人自身が高貴な出自からアイデンティティを踏まえつつ嗜好を涵養していることによって補償の必要はないとされているのであり、そこでは個人の境遇や嗜好に関する十分な判断の余地が存在していることが前提となっている。さらに、ローマー自身も認めているように、個人が望まないような選好である耽溺や常習は、たとえ選択の契機があっても無補償からは除外されるというのがドゥオーキンの考えである¹⁶⁾。

これらの結論はローマーとドゥオーキンとで大きく食い違うものではない。しかし、異なるのはその理由である。ローマーの場合には、いわゆる道徳的責任の問題と答責性の問題を一応区別した上で、補償は当然客観的な形でかつ答責性の次元で、しかも当人の厚生の増大という見地から考えられているようである。しかし、ドゥオーキンはこういった区別をしない。しかも、道徳的責任と結果的責任とは区別されているものの、後者は常に、個人における適正な判断が形成可能であるという行為主体がもっている自由の問題と連動して考えられている。そのような選択とその十分な条件が整っている限り、補償の問題はそれらの条件に対してセンシティブでなければならないので

あって、それは単純に個人の厚生が多寡の問題ではない。これらは重要な相異である¹⁷⁾。

このことは、ドゥオーキンが倫理的責任に関する彼の見方の根拠を幾つか挙げるときにさらに明らかになるであろう¹⁸⁾。第一に、一般的な形でパーソナリティと状況とを区別するという事は、必ずしもパーソナリティが選択されたものであるということではない。それ故、何かを選択できなかったということを理由にして、パーソナリティと状況との区別が意味をもたないということは言えない。第二は、パーソナリティと状況の区別を否定するいかなる議論も、それ自体が道徳的な議論になっている。そうだとすると、その議論は選択したことに責任がないという主張を含むことになるが、それは人々の倫理的な確信に反しており、説得的なものではない。第三に、分配的配慮を個人の外側から特殊な政治的道徳に依拠しながら課していくという政治のあり方、言い換えると、個人の倫理とはときに対立するような別個の社会的・政治的な道徳があるという見方がコーエンやローマーには看取されるが、そのような見方は多数者主義的であって抑圧的である場合があり、そのとき個人の倫理的インテグリティの意味はおとしまれられてしまい、個人が上で触れた常習者と同じたぐいの扱いを受けることになる。第四に、個人の選好や判断には、個人の倫理的確信のほか他人に対する適理性(reasonableness)、公正さ、あるいは分配の正義などの価値が絡み合っているので、厚生主義的な正義観念が要求するような欲求や大志と判断との分離は不可能である。それ故、一定の欲求実現のためにいかなる財でもその手段にしてしまうような常習者的な判断はあり得ないし、個人の選好をそのようなものとして客観的にカウントするようなシステムも不可能である。第五に、個人の選好を形成するさまざまな判断は、その判断の他人に対する種々の帰結についての期待や配慮と連動している。したがって、まず一定の選好が初めに存在し

それが社会的な分配のレベルでカウントされるということではなく、むしろその逆である。選好とそのため資源とは道徳的な次元を有していて、人々は選好や大志の形成のための指標的な条件として、いかに適切な資源配分がありうるかを考えてゆくべきなのである。

3. 生における決定的利益と倫理的リベラリズム

個人の判断に依拠したドゥオーキンの倫理的責任論の一側面には、人間の生における意志的利益(volitional interest)(あるいは経験的利益experiential interest)と決定的利益(critical interest)との区別、そして人格的な生におけるチャレンジという倫理的観念、それを組み入れたリベラリズムの観念などが控えている。これらをいちべつすることによって、今まで述べてきた選択や責任の意味がいつそう明確になるであろう。

ドゥオーキンの考えでは、人生における福祉(well-being)は二つの種類からなっている。それは意志的利益と決定的利益である。ここで意志的利益とは単に欲するものの実現である。それに対して決定的利益とは、それを欲すると同時にそれによって生が重要な意味をなすものである¹⁹⁾。これら二者の区別では個人の生にとって重要な意味をなすかどうかは鍵なのであるが、その背後にはいくつかのファクターが暗黙のうちにある。一つは当の利益が人間の生において基底的なものであるかどうかという面であり、第二は批判的な形で理性的な判断が介在するか否かという面であり、そして第三はだれにとっても共通の意味をもつかどうかという面である。ドゥオーキン自身が決定的利益として例に挙げるのは、健康や身体能力、物質的資源、家族や友情へのコミットメント、知的な機会などである。これらが人生にとっての決定的な利益であると彼が言う場合には、例えば趣味のような単純な意志的利益とは異なって、それなしにはおよそ人生のすべての意味がほとんど不可能になってしまう

という含みがあると同時に、そのことはだれにとっても共通して重要なはずだという理解がある。この点で、意志的利益と決定的利益との区別は必ずしも主観的と客観的という相異ではない。とりわけ決定的利益は一面ではもちろん主観的であるが客観的でもあって、むしろ行為主体が自己の生の利益をいかに形成するかという問題にとってどちらがより根本的な意義をもつかが重要なのである。

周知の「等しい尊重と配慮」(equal respect and concern)の理念を軸とするリベラルな平等という観念との関係では、ドゥオーキンの考えるところでは、決定的利益に則して資源の平等が図られることが重要である。そして、この決定的利益の働く行為場面は個人のチャレンジという生におけるパフォーマンスである²⁰⁾。チャレンジは、各人がそれぞれより善き生をめざしてよき術を發揮し行為することであり、状況への正しい応答を求める点で環境的な条件にも支えられる。個人の生はチャレンジにおいて一貫して追求されてゆくことに存するが、そのようなインテグリティの成就こそが個人にとって重要であるため、「等しい尊重と配慮」においては倫理的なインテグリティが優先性をもつことになる²¹⁾。

ここで、先に触れたように、労働を忌避させるような環境において育てられた個人が労働意欲を欠く場合にも失業補償を拒むことはできないとドゥオーキンが言うときには、それが個人の活動にとっての決定的利益の充足に欠けるからであると考えられる。教育、職業、あるいは労働は個人の生にとって基盤的な意味、自己自身を支える意味もっている。その一方で、ドゥオーキンが個人の責任を強調する場合はまた別であり、例えば高価なシャンペン嗜好やレンズや水へのこだわりなどはむしろ意志的利益の問題である。これらは基盤的な人間のあり方を支えにした上で派生してくる欲求や判断であり、別レベルのものである。ドゥオーキンが個人責任を強調する場合に特に念頭に

置いているのは後者であって、自己の意志によって左右できる領域であるが故にこそ責任の観念が現れてくるのである²²⁾。さらに付け加えるならば、ドゥオーキンとローマーの議論には、資源分配の枠組みの位置づけに関する相異も含まれる。ローマーの議論のうちには先述した分配の枠組みが社会的な観点で位置づけられ、強制的な形で財を動かすという見方があり、補償はあくまで客観的に立って行われる。したがってそれは当然個人の道徳的責任とは異なる社会的な答責性の問題ともなる。しかし、ドゥオーキンはそういう議論は行わない。彼にとっては、客観的あるいは社会的な答責性も社会的配慮の次元も問題というよりも、むしろ主体性を有する個人の人生のあり方についての福祉のパラメーターである²³⁾。

この点につながっているのは、ドゥオーキンが主張する倫理的リベラリズムである。ドゥオーキンは、法や政治の要請は個人の倫理的な生のあり方であるチャレンジに由来するととらえ、その実現のための環境的条件を考える²⁴⁾。チャレンジの実現のための環境的条件は健康、身体能力、物質的資源、友情、コミットメント、家族や人種、国家の伝統、憲法・法律体制、知的、文芸的あるいは哲学的な機会、言語と文化、そして正義などと広範であり、それらはチャレンジを構成する規範のパラメーターとなっている。それ故、これらはチャレンジの基盤としていかなる個人にも同等であり、各自の倫理的アイデンティティを毀損しないように均等な分配がなされなければならない。法や政治の役割は、状況のあるべき姿を保全し、個々人のチャレンジ(それは選好、趣味、確信、傾向、大志、愛着などの個人的な達成をめざす)にとっての適切な環境を形づくることである。

このことはさらに、立憲的民主制(constitutional democracy)が肝要となることにもつながる²⁵⁾。ドゥオーキンは、民主制を共同的なものとして理解し、「等しい尊重と配慮」が最も根本的な理念軸となると

する。そのような社会はすべての人々を対等な存在として最大限に尊重し統合する、道徳的な真正さを有する政治共同体である。この共同体においては個人は相互の尊重と配慮のもとで特別の共同の責務を互いに負っており、原理とそこから得られる法的な純一性のもとで結合している。その半面で、この共同体においては個々人の間の関係は参加、個人的利害の尊重、独立という三つの原則によって規律されており、個人は地位の平等や政治的自由の行使を通じて共同体に一定の役割を果たしつつ、その経済的、社会的あるいは法的な利益の等しい保障を受けるとともに、各自固有の倫理観念やライフ・スタイルに対する寛容を保障されながら、共同体における相互的なパートナーとして結びつけられる²⁶⁾。そしてこのような個人責任と共同責任とを両立させる体制が、憲法を規準とした、司法審査による個人のさまざまな権利保障と多数決を通じた集約的な政策決定過程との組み合わせとしての立憲的民主制である。

こうして、ドゥオーキンは、不断にチャレンジしようとする個人の決定的利益のあり方を重視し、その環境的条件を確保する倫理的リベラリズムを提唱する²⁷⁾。それは何よりも適切な形で個人の責任を尊重し、それを適切に促進すべく配慮するためである。

4. 結びに代えて

最後に、結びに代えて、残された幾つかの 이슈の確認をしておこう。

第一に改めて確認すべきことは、個人選好や願望というものは種々の判断、確信、そのほか理由を成すさまざまな配慮の複合体から形成されるものだという点である。それ故、個人の責任や社会的な補償の内容は、その判断の複合体に即応しながら考えられる必要がある²⁸⁾。この点はともすれば経済学的な先入見によって規定されがちな社会保障の基礎理論に対する重要な批判である。

第二に、個人の行為の理由は多様な内容を有する可能性がある。この場合に判断を伴った決定的利益が重要だと言うのであれば、その利益にどの程度まで共通性があるのかが問題になるだろう。ある面ではドゥオーキンの考える倫理的な個人はむしろ例外的な存在かもしれない。また強い宗教的確信や倫理的確信をもつ人は少なからずいるとしても、人生の本来のあり方はそれに尽くされるかという倫理的な問いも控えている。決定的利益がなお人によって多様なものでありうるとすれば、その補償や分配の配慮の枠組みをいかに社会的に正当化できるのかが問題になる。そこでは、決定的利益が社会的に相剋している状態で、いかなる決定的利益を軸としてそのような多元的な状況が存在しうるかという問題に答える必要があることになる。しかしながら、ドゥオーキンは決定的利益は個人の福祉のパラメーターであるという形でリベラリズムと結びつけて考えており、多元的な利益が共存しうる制度設計のルールをいかに定めるかという形の問題として語ってはいない。むしろ、彼が依拠しているのはアリストテレス的な倫理学であり、個人の生の中で具体化される一定の義務論的価値の実現が社会的な分配のあり方に直接に反映させられる²⁹⁾。このような見方の成否は一つの理論的問題である。

第三に、倫理的な判断を含んだ選好というドゥオーキンの観念には、他者との関係性ないしは他者への配慮が含まれている。そうすると、決定的利益にかかわる判断は他人をも含んだ意味で重要となるということになるが、それがいかに個人の責任の問題になってくるのかということは必ずしも分明ではない。他人に対する配慮の責任もまた当の個人の倫理的判断の中に含まれているという場合（例えば家族の存在）、分配的配慮は単に当人の一身にとどまらない社会的資源にも及んでゆく可能性がある。その幅をいかに特定するかはまた問題となるであろう。

さらに付け加えるべきことは、責任をとらえる場合の外的視点と内的視点との相異である。例えばローマーは、既に触れたように、個人の選好とそれに対して客観的な制約として現れる境遇とを分離し、後者に焦点を当てることによって補償を行うという見方をするが、これは外的視点に立ったものであると言える。それに対してドゥオーキンは個人の倫理的な生の形成の仕方に焦点を当てており、分配の配慮においてはあくまで個人自身の中でどのような判断が行われているかに焦点を当て、そこからパーソナリティと状況との区別をしようとしている。これは内的視点に立った見方であると言えよう³⁰⁾。問題は、この二つの視点が責任をとらえる場合にいかに異なるのか、異なるのか、あるいはどちらにいつそう重要な意味があるのかということである。

一般的には、個人自身は何をしたいのか、何をなすべきかという問題と、それを社会がどうとらえ、どう評価するかという問題は明らかに区別される³¹⁾。個人の中の評価と他者による評価とは分離しうるものであり、分配的配慮が何がしかの強制可能性をもっている限りそれは道徳的責任の問題ではないとみる余地があるし、また、道徳的責任への対処は良心の呵責などの個人心理の問題になる部分があるのに対して社会的評価では物理的な拘束ということがあることも、この区別を示唆している。この点で、ローマーが上述のように答責性を区別したことは理解できよう。しかしながら、ドゥオーキンはまさにそのような一般的な区別を消去しようとしている。このことの意義が奈辺にあるのかもまた、さらに検討を加えなければならない問題である。

* 本稿の草稿に関しては、次の方々から貴重なコメントをいただいた。記して感謝申し上げたい(敬称略)。鈴木興太郎、森村進、後藤玲子、堀元、宇佐美誠。

注

1) Dworkin, Ronald, *Sovereign Virtue*, Harvard U.P., 2000, do., "Foundations of Liberal Equality," in *Equal*

- Freedom*, edited by S. Darwall, Univ. of Michigan Press, 1995, Roemer, John, *Theories of Distributive Justice*, Harvard U.P., 1996, do., *Equality of Opportunity*, Harvard U.P., 1998, Cohen, G. A., "On the Currency of Egalitarian Justice," *Ethics*, 99, 1989, Fleurbaey, Marc, "Egalitarian Opportunities," *Law and Philosophy*, 20, 2001.
- 2) ドゥオーキンはアイデンティフィケーション(identification)という言葉を多用する。これは内生的に形成された選好を個人自身の中で批判的な形で対象化しそれを認めかつ肯定するということである。ここではあえて判断として一括した。それは、選好形成を自分のものにする場合には理性的な認識と肯定、さらにコミットメントが含まれると考えられるからである。実際、ドゥオーキン自身もときに判断(judgment)という表現も用いている。Dworkin, *Sovereign Virtue*, p. 290f. Cf. Roemer, *Equality of Opportunity*, p. 19f.
 - 3) Dworkin, *Sovereign Virtue*, p. 287.
 - 4) この点に関しては、T・M・スキャンロンも, attributability および substantive responsibility という言い方でドゥオーキンとはほぼ同じ問題を表現しておりドゥオーキンもそれに言及している。Scanlon, T. M., *What We Owe to Each Other*, Harvard U.P., 1998, p. 248f. Dworkin, *op.cit.*, p. 489 fn.4.
 - 5) Roemer, *op.cit.*, p. 18.
 - 6) Cohen, *op.cit.*, p. 913f., p. 923ff.
 - 7) Dworkin, *op.cit.*, p. 287ff.
 - 8) Dworkin, *op.cit.*, p. 242ff. Cf. Roemer, *Theories of Distributive Justice*, p. 264f.
 - 9) Dworkin, *op.cit.*, p. 290f.
 - 10) Scanlon, *op.cit.*, p. 251ff. Cf. Roemer, *op.cit.*, p. 264.
 - 11) Dworkin, *op.cit.*, p. 293.
 - 12) Roemer, *Equality of Opportunity*, p. 19, do., *Theories of Distributive Justice*, p. 249, p. 276.
 - 13) Roemer, *Equality of Opportunity*, p. 6ff.
 - 14) Roemer, *Theories of Distributive Justice*, p. 251, Dworkin, *op.cit.*, p. 86f.
 - 15) Dworkin, *op.cit.* p. 490 fn.8.
 - 16) Dworkin, *op.cit.*, p. 291f.
 - 17) この背景にはドゥオーキンが個人の適正な判断の形成可能性という自由の意義を重視していることがあられるように思われる。Cf. Dworkin, *op.cit.*, p. 147ff.
 - 18) Dworkin, *op.cit.*, p. 294ff.
 - 19) Dworkin, *op.cit.*, p. 242ff., Cf. Dworkin, *Life's Dominion*, Alfred A. Knopf, 1993, p. 71ff.
 - 20) Dworkin, *Sovereign Virtue*, p. 253ff. リベラルな平等論におけるこのような考え方の意義に関して、拙著、公正の法哲学(信山社, 2001) 117ページ以下参照。
 - 21) Dworkin, *op.cit.*, p. 242ff., p. 253f., p. 270ff.

- 22) Dworkin, *op.cit.*, p. 158ff.
23) Dworkin, *op.cit.*, p. 260ff.
24) Dworkin, *op.cit.*, p. 263ff.
25) Dworkin, *Freedom's Law*, Harvard U.P., 1996, p. 12ff.
26) Dworkin, *op.cit.*, p. 21ff., do., *Sovereign Virtue*, p. 208f., p. 231ff.
27) Dworkin, *Sovereign Virtue*, p. 276ff.
- 28) Dworkin, *op.cit.*, p. 295f., Cf. Scanlon, *op.cit.*, p. 37ff.
29) Cf. Dworkin, *op.cit.*, p. 264f., p. 284.
30) Cf. Dworkin, *op.cit.*, p. 295.
31) Cf. Watson, Gary, "Two Faces of Responsibility," *Philosophical Topics*, 24, 1996, Fischer, John Martin, "Recent Work on Moral Responsibility," *Ethics*, 110, 1999.
(はせがわ・こう 北海道大学教授)